

様式第 6 号 (第 7 条関係)

五霞町指令第 6-2 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 群馬県館林市苗木町 2548 番地

氏 名 (株)鴫商

代表取締役 鴫崎 勝一

令和 6 年 1 月 15 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請書については、五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可する。

営業所の所在地及び名称	栃木県小山市大字間々田 2423-6 (株)鴫商 小山営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
処理施設 (処分地) の所在地及び名称	坂東市寺久 1353 番地 1 さしまクリーンセンター寺久 ごみ処理施設
営業の区域	五 霞 町
処 理 料 金	申請料金による
営業許可期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
その他の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令 (町条例及び規則を含む。) を遵守するほか町長の指示に従うこと。

令和 6 年 1 月 23 日

五霞町長 知久清志

